

令和7年3月21日

宮城県「宿泊税」の新設

宮城県から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される宮城県宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	宮城県
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	宮城県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所営業に係る施設 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業（特区民泊）に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（民泊）に係る施設
税収の用途	宮城県の観光資源の魅力の増進、旅行者の受入れに必要な環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	【全 県】 1人1泊につき 300 円 【仙台市内】 1人1泊につき 100 円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約 12.5 億円
課税免除等	・宿泊料金が一人一泊 6,000 円未満の宿泊 ・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約 1.0 億円
課税を行う期間	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直し規定あり

- ・ 令和6年10月17日 宮城県議会にて条例案可決
- ・ 令和6年10月25日 総務大臣協議
- ・ 令和7年3月21日 総務大臣同意
- ・ 令和7年秋以降 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：間宮企画官、佐久間係長、岩切

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。